

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(令和2年第1回定例会)

筑西市議会

総務企画委員会 会議録

1 日時

令和2年3月9日(月) 開会：午前10時 閉会：午前11時45分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 議案第 5号 令和元年度筑西市一般会計補正予算(第12号)のうち所管の補正予算
議案第11号 筑西市監査委員条例の一部改正について
議案第12号 筑西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
議案第13号 筑西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
議案第14号 筑西市附属機関に関する条例の制定について
議案第15号 筑西市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
議案第16号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第17号 筑西市印鑑条例の一部改正について
議案第22号 筑西市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正について(分割付託分)
-

4 出席委員

委員長	津田 修君	副委員長	三澤 隆一君			
委員	中座 敏和君	委員	稲川 新二君	委員	石嶋 巖君	
委員	尾木 恵子君	委員	箱守 茂樹君	委員	赤城 正徳君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 篠崎 英俊君

委員長 津田 修

○委員長（津田 修君） ただいまから総務企画委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は7名であります。委員会は成立をいたしております。

赤城委員は少し遅れるというご連絡がありました。

それでは、本委員会に付託されました案件について審査を願います。

なお、議案審査の順序でございますが、お手元に配付いたしました順番で、補正予算議案1案、条例議案3案について、所管部ごとに審査願いたいと存じます。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議において行うこととされておりますので、討議を希望される場合には、挙手をお願いいたします。

それでは、総務部所管の審査に入ります。議案第11号「筑西市監査委員条例の一部改正について」審査を願います。

監査委員・公平委員会事務局長から説明を願います。

小島監査委員・公平委員会事務局長、ひとつよろしく願いをいたします。

○監査委員・公平委員会事務局長（小島靖子君） 着座にて説明させていただきます。

議案第11号「筑西市監査委員条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、本条例で引用している地方自治法の条項番号の改正に伴い、第7条中「法第243条の2第3項及び第8項」を「法第243条の2の2第3項及び第8項」に改正し、さらに第8条第2項中「筑西市公告式規則（平成17年市規則第9号）に」を「市規則の」に改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行としております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 法等何条等何項の変更のあれがあったのですけれども、中身はどのようなのですか。

○監査委員・公平委員会事務局長（小島靖子君） 中身は改正ありません。

○委員（箱守茂樹君） どういうふうな項目だったの。

○委員長（津田 修君） 許可を得てから願います。

箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 中身はどのようなふうな中身の、変更ないと言いながら、どのようなふうな中身ののですか。

○委員長（津田 修君） それでは、説明を願います。

○監査委員・公平委員会事務局長（小島靖子君） ご説明いたします。

法第243条の2の第3項につきましては、市長からの依頼により、損害を与えた事実があるかどうかを監査委員が監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定するものです。第8条につきましては、これも監査委

員が賠償責任があると決定した場合、賠償責任の全部または一部を免除できますが、あらかじめ監査委員の意見を聴くというものでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 中身の変更ではなくて、項目の変更というようなところがあるのですね。

○委員長（津田 修君） お願いします。

○監査委員・公平委員会事務局長（小島靖子君） お答えします。

そうです。

○委員長（津田 修君） ほかございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑なしと認めます。

討論をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決をいたします。

議案第11号「筑西市監査委員条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第12号「筑西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」審査を願います。

引き続き、監査委員・公平委員会事務局から説明を願います。

小島監査委員・公平委員会事務局長、よろしく願います。

○監査委員・公平委員会事務局長（小島靖子君） 議案第12号「筑西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、本条例で引用している行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称及び条項番号の改正に伴い、第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項」を、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項」に改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑なしと認めます。

討論をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決をいたします。

議案第12号「筑西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第13号「筑西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」審査を願います。

総務課から説明を願います。

中島総務課長、よろしく申し上げます。

○総務課長（中島国人君） おはようございます。総務課の中島でございます。着座にて説明させていただきます。

議案第13号「筑西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本条例につきましては、地方公務員法の規定に基づき、人事行政の公平性及び透明性を高めるため、職員の任免や給与、勤務条件などの状況を公表するため制定するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。1ページを御覧ください。第1条は、趣旨といたしまして、地方公務員法の規定に基づき、必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条は、報告の時期といたしまして、毎年9月30日までに文書により報告する旨を規定しております。

第3条は、報告事項といたしまして、職員の任免及び職員数の状況のほか、人事評価や給与の状況など報告する事項を規定しております。

続きまして、2ページを御覧ください。第4条及び第5条は、公平委員会の報告時期及び報告事項について規定し、第6条では公表の時期及び方法といたしまして、毎年11月30日までに市のウェブサイトに掲載する旨を規定しております。

この条例の施行期日は、令和2年4月1日でございます。

なお、ご承知のとおり、本条例の上程時期につきまして、遅滞いたしましたことをこの場をお借りしまして再度おわび申し上げます。

○委員長（津田 修君） ただいま赤城委員が出席をいたしました。

それでは、質疑を願います。

稲川委員、よろしく申し上げます。

○委員（稲川新二君） ウェブサイトの掲載によって公表するというふうになってはいますが、それまでの間というのは、どのような形で公開を求める、公表する形を取っていくのでしょうか。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、よろしく申し上げます。

○総務課長（中島国人君） 稲川委員さんのご質問に答弁申し上げます。

施行期日が4月1日ということで、先ほどもご説明しましたとおり、報告時期といたしましては9月30日までなので、それ以降掲載する予定でございます。

○委員長（津田 修君） 稲川委員、よろしいですか。

○委員（稲川新二君） 9月30日にはウェブサイトには上げるということですね。

○総務課長（中島国人君） 9月30日までに文書を報告いたしまして、実際に公表するのは毎年11月30日までに公表する予定でございます。どうしても9月30日が決算認定がございまして、それを経過した後に文書の整理、統計等を計算しますと、どうしても2か月ぐらいは時間がかかってしまいますので、11月30日までは掲載する予定で現在のところ至っております。

以上です。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員、どうぞ。

○委員（石嶋 巖君） 第2条で、任命権者の市長に対する報告は、9月30日までに文書により行うものとするがありますが、これは市長にだけで、あとほかに公表するという事はないのかどうかということをお尋ねすると、あと第6条で、ウェブサイトに掲載するだけ、それと市長が必要と認める方法により行うということなのですが、市長が必要と認めなければ、ウェブサイトのみというふうになるのですか。その2点です。

○委員長（津田 修君） それでは、中島総務課長、よろしくどうぞ。

○総務課長（中島国人君） 石嶋委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

第2条の任命権者というところがございますが、任命権者といいますのは、市長もございますけれども、議会事務局の場合は議長でございます。よって条文の記載としては、任命権者というふうな形になります。議長や教育委員会などが、市長にまず報告をするというのがこの第2条の定めでございます。それを取りまとめた上で、市長が公表するというふうな条文が第2条でございます。

次に、第6条のウェブサイトに掲載して公表する方法ということでございますが、今現在こちらのほうの条文に書いてございますように、ウェブサイトで掲載する方法というふうな予定をしております。もちろん紙ベースで見せてほしいということであれば、それは窓口等で今後も対応していくのは問題ないかと思っております。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） それともう1つ、この議案第13号は、議案質疑でも問題になりましたけれども、法律の改正の漏れ、それと遅れがあったということで、ほかにないかどうかということもありますけれども、やっぱり漏れがあったということは、これは大変な問題だなというふうに思っております。部長なんかも議案質疑の答弁で述べたとおりですが、今後どのように生かしていくのか、漏れないようにしていくのかというのが大事な点だと思います。その辺はどうなのでしょう。

○委員長（津田 修君） それでは、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 石嶋委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

まず、今回議案第13号で提案するべき時期を外して遅滞したということについては、再度おわび申し上げます。

それにつきましては、今回この条文が、制定するというものが必要だったということにつきましては、各部局、私どもが、条例、法をいろいろの点でもう一回見直し、洗い出した結果、今回このような形で発見できたものでございます。今回こういうふうに見つかったということなので、今後も同じように、法をいろいろ洗い出す方法を、今回よく分かりましたので、今回見つけることができたというふうなことで、今後もこのような事務で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 基本的なことでは申し訳ないのですが、ちょっとお聞きしたいのが、公平性、透明性ということであるのですけれども、こういうものというのは今までなくて、今回初めてこういうような

ものがスタートするののかということをもまず1つお聞きしたいと思うのです。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 三澤副委員長のご質問にご答弁申し上げます。

公表につきましては、今までも人事関係の給与関係につきましては公表してきております。それについては、私どももその給与等の公表を、多種にわたる内容でございますので、かなり公表については私どもとしては満足してしまったところがございます。ほかにも公表しなければいけないという部分までが認識ができなかったというところがございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 9月30日までに市長に対して文書で報告するというところでありますけれども、11月30日のウェブサイトに掲載する方法で、勤務状況とか、ここにある人事評価とか給与の状況、これは、本当に初歩的で申し訳ないですけれども、個人名、個人個人で出すということではないのですよね。どういうふうに出すのでしょうか。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長。

○総務課長（中島国人君） 三澤副委員長のご質問にご答弁申し上げます。

公表の具体的な方法ですが、今後検討していくものではございます。ただ、案といたしましては、条文にも書いてありますように、職員の任免及び職員数に関する状況、(2)で職員の人事評価の状況ということで、10項目ほど並んでいるとは思いますが、例えばでございます。1の職員の任免及び職員数に関する状況につきましては、職種別職員数、一般行政職が何名とか、技能労務職が何名、計何名、あと退職した人数が何名、新規採用が何名、あと採用試験の申込者数として何名、受験者数が何名、合格者が何名というように個々に、個人名が表記されるというものではないのですが、統計とした合計した数字とかを掲載していく考えでおります。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） それでは、もう一度。

○委員（石嶋 巖君） 今三澤副委員長からありましたけれども、お話伺っていて、公平性、透明性を追求していくということで、やはりこれで一番大事なことは、市民の皆さんから信頼を勝ち取っていく、そのことが一番大事なことだというふうに今話を伺っていて思いました。その辺は、信頼を勝ち取っていくという上ではどういうふうな考えでいらっしゃるか伺います。

○委員長（津田 修君） それでは、中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 石嶋委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

今回透明性ということで、今のご質問でございますが、今回議案第13号を提案したのも1つの透明性でございます。このまま黙ってしまうよりはオープンにしたい、襟を正して市民の方に公表したほうがいいということで、今回の議案第13号を提案したというように、うそをつかないで全部オープンにしていくというふうな、市長も言っていることでございますので、そのように今後も努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） ほかはよろしいですか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。
討論を願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（津田 修君） 討論なしと認めます。
これより議案第13号の採決をいたします。

議案第13号「筑西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第14号「筑西市附属機関に関する条例の制定について」審査を願います。
引き続き総務課から説明を願います。

中島総務課長、よろしくお願いいたします。

○総務課長（中島国人君） 続きまして、議案第14号「筑西市附属機関に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第138条の4第3項において、普通地方公共団体は、法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができるとされており、また同法第202条の3第1項において、普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、この担任する事項について、調停、審査、審議または調査等を行う機関とすると定められております。これらの地方自治法の規定を踏まえ、今般地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、特別職非常勤職員をはじめとする職の法的位置づけを明確にすべく、今回新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。第2条においては、法令またはほかの条例に定めのない附属機関について、地方自治法第138条の4第3項に基づき規定してございます。

続いて、第3条では、第2条で規定した附属機関が担任する事務について、地方自治法第202条の3第1項の規定に基づき規定してございます。

なお、この条例の施行期日は、令和2年4月1日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） ちょっとお聞きしたいのですが、この人を市の名誉市民にしたいというときに、この条例ではどこのあれに当たるのか。そういう機関はどこですか。審議してくれる機関。

○委員長（津田 修君） では、高島総務部長から願います。

○総務部長（高島健二君） ご答弁申し上げます。

正確に今私のほうで持っていないで申し訳ないのですが、名誉市民については、名誉市民を定める条例が別にございまして、その中に、たしか委員会か何かをつくってやるというような定めになっているかと思っておりますので、こちらの中には位置づけはしていないという形になっているところがございます。

けれども、正確には調べないとあれなものですから、申し訳ございません。

○委員（赤城正徳君） その機関の人は、そういう事件ができたときに開かれるだけで、今は、こういう人、ああいう人というのは決まってはいるのですか。

○委員長（津田 修君） 高島総務部長、お願いします。

○総務部長（高島健二君） たしかそういう方が、該当されるといいますか、推薦される方が出た時点で、選任をして、その中で審議といいますか、協議する形になっていたかと思えます。

○委員長（津田 修君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） この附属機関が市長及び教育委員会、これだけ数ありますけれども、議員が参加しているものもあるのかと思えますけれども、これは市長に報告、教育長に報告ですか、その報告後、私たちが見ることは可能なのでしょうか、その報告書などは。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 稲川委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

各委員で報告されたことについての会議の内容の公表という形になると思うのですが、この会議によりまして、秘密会とかいろいろございますので、その案件、その委員会につきましては、個々に条例、規則、要綱等で定めておりますので、そのものによって見られるものと見られないものがございますので、ご理解を願いたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） 1つだけちょっと。

この中の機関の中で、国庫補助事業の再評価委員会というのがあるのですけれども、これというのは国庫補助に対してという部分で、どういう方が委員になっているのかちょっと気になったのですけれども、どういう方が委員になっているのですか。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 尾木委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

国庫補助事業再評価委員会の委員の内容でございますが、申し訳ありません、各委員会の個々までの情報は、今私どものほうの手元にはございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号の採決をいたします。

議案第14号「筑西市附属機関に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第15号「筑西市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」審査願います。

なお、議案第15号については、改正地方自治法第243条の2第2項の規定により、監査委員から意見書が提出されておりますので、その写しをお手元にお配りしてあります。

引き続き、総務課から説明を願います。

中島総務課長、お願いをいたします。

○総務課長（中島国人君） 続きまして、議案第15号「筑西市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」ご説明いたします。

本条例につきましては、地方自治法の規定に基づき、市長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、善意で重大な過失がないときは、賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責することが可能となったことから、制定するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。1ページを御覧ください。第1条では、趣旨といたしまして、地方自治法の規定に基づき、市長等の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し、必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条は、損害賠償責任の一部免責といたしまして、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、善意で、かつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、基準給与年額に各号に定める数を乗じて得た額を控除した額について、免れさせる旨を規定しております。

続きまして、2ページを御覧ください。この条例の施行期日は、令和2年4月1日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） もうちょっとかみ砕いて説明してくれないかな。それで、免れさせるという言葉があるけれども、どういう状態のときにこういう免れさせるのでしょうか。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 赤城委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

まず、説明の仕方が、私どもの不手際で分かりづらくて申し訳ありません。

まず、今回の条例の制定の内容でございますが、市民から訴えられた場合には、今までは、訴えられた額が裁判で、全額払いなさいよ、1億円払いなさいよというふうな判決が出た場合には、その全額を市長もしくは職員、教育委員会の委員とかが賠償するということになっておりますが、今回法律が、条例で定めないと減額ができないということですので、上程いたしまして、市長については年額の6倍。例えばですけども、市長の場合ですと1億円だとしても8,700万円で済むよというような条例を制定するものでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 今は市長とか教育長とか高度な責任を持っている人は、今は、人をもし事故で殺してしまって、10対ゼロで全部あれだというのは、命をやっても何をやっても、身上をかけても何やっても払えないもの。だから、そういうときのためにこういう条例をつくるのも。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 赤城委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

まず、今回のものでございますが、訴えられて、まず善意で、かつ重大な過失がないという場合については、今回の免責になるということでございます。本当にその職員が悪かった、ちゃんと仕事をやらなくてはいけないところをやらないで、ただぶん投げておいて、そういう損害賠償があったような場合は免責されるというものではございませんで、どうしても気がつかないというか、善意というのは、知らなかったです、そういうものが全然分からなかった、調べれば分かる範囲であれば過失という形にはなると思うのですが、通常には仕事をやっていて損害賠償が生じた場合には、賠償を免額していただけるというふうな条文でございます。

○委員長（津田 修君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 過失がない場合は、そうであっても、過失なので、あるといったときは、どのようなのでしょうか。

○委員長（津田 修君） 高島総務部長のほうから。

○総務部長（高島健二君） 私のほうで補足させていただきます。

あくまでも善意で重大な過失がない場合のみ、この免責ということですので、本人が市に損害を与えることを全く認識していない、あるいは著しい本人の不注意、不手際、そういったものがない場合には、ないと認められた場合には、それぞれの掛ける額以上の額については免責することができるというものが今回の条例でございます。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員、お願いします。

○委員（石嶋 巖君） この対象、第2条の（1）、（2）、（3）、（4）、市職員とあります。そうした場合は、市職員も含まれるということですか。市職員はどの範囲まで含まれるかどうかお聞きします。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長。

○総務課長（中島国人君） 石嶋委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

市職員も含まれるのかということですが、市職員も含まれます。こちらの（4）の市職員で、「1」という数字がございしますが、これは年収1年分というふうな表記でございしますので、これ以上のものについては、先ほど言いました、善意、重過失でなければ免責がされるということでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） この過失の認定はどのような、誰が、どのように認定するのか。過失の認定ですね、それを伺います。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） この過失につきましては、市長が重大な過失がなかったかというふうな判断を行うものでございます。

○委員長（津田 修君） では、尾木委員。

○委員（尾木恵子君） だから、今の続きになってしまいますけれども、この間も鈴木議員がやっていたけれども、要するに市長が判断するということですね。市長が独りで判断するのですか、これは。まず、それ。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 市長が判断するという形になっておりますので、いろいろな職員が集まっていろいろな議論をした結果、最終的には市長が決裁する、全て何事もそうですが、市長が決裁するという形で判断したというふうな認識になるかと思えます。

○委員長（津田 修君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） ここにも市長がそういうふうにはやっておりますけれども、結局この（1）は市長「6」と書いてありますよね、6年分という理解なのでしょうけれども。この辺の部分は、では一緒に市長が発表というか、判断は市長がするという形で、表向きというか、きちっと、やるときはもちろん市長が長だから言いますけれども、その市長に係るようなときの判断的なものを決めるというのは、どういう形で決まるのですか。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 市長につきましても、一応条文のほうでは同様に、市長が判断することになっておりますので、今のところ、そういう事例がございましたらば、市長に行くまでにいろいろな職員が判断した上で、決裁をもらうときに市長が判こを押しますので、市長が判断するというような表記になっているものでございます。

○委員長（津田 修君） もう一度。

○委員（尾木恵子君） だから、表記的にはもちろんそうですよね。だから、いろいろな部長とか、ほかのそういう、もし公平委員会にかかるようなことがあるようなこともあるかどうか、それは分かりませんが、そういうほかの機関的なものも入る可能性もあるということなのですか、その審査する上で。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 一応今現在、市長決裁に行くまでは、そういうふうな、今尾木委員さんが言ったとおりのような形になると思われま。

○総務部長（高島健二君） 補足させていただきます。

あくまでも判断は市長になりますので、その過程においては、その重大な過失があるかどうかというのは、事務の職員も、それは十分に判断しますけれども、最終的には、市長の問題であっても市長が判断すると。その判断に疑義がある場合、初めて住民監査請求ですとか、そういった形になされて、結果的に不服がある場合には住民訴訟、それで最終的には裁判所の判断によるということになるということになります。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） なかなか分かりづらいあれなのですが、過去の事例でこういったものに該当するようなことはあったのですか。その事例を挙げてもらえば、こういうようなことだよということであれば分かりやすくなるのだけれども、あったのですか、これまでに。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 箱守委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

過去の事例等は、申し訳ありません、今現在そういうものを、当市はもちろん今回制定しますので、過去にそういう事例があったかというとな、免責するような事例はなかったというふうに認識していると

ころでございますが、他市の状況につきましても、判例等はよく確認はしておりませんので、情報がないというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 中座委員。

○委員（中座敏和君） 条例の制定なのですが、近隣の自治体とか、そういうので、制定しているところはあるのですか、県内の状況とか。

○委員長（津田 修君） 中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 中座委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

この条例の制定でございます。制定につきましては、32市ございますが、各市に制定をしているかという確認したところ、どこもなかったというのが現状でございます。今回私どもと同じ3月の議会につきましては、茨城県、下妻市でございます。あと、6月に上程を、まだ全部ではないのですが、今のところ2市ほど、取手市、常総市などが上程を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） ほか、よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結します。

討論をお願いしたいと思います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決をいたします。

議案第15号「筑西市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決をされました。

次に、議案第16号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」審査を願います。

引き続き、総務課から説明を願います。

中島総務課長、お願いいたします。

○総務課長（中島国人君） 続きまして、議案第16号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

特別職の職員につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から任用要件が厳格化されます。改正後の地方公務員法では、特別職のうち臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの準ずる職員については、専門的な知識経験または識見を有する者が就く職であって、当該知識経験または識見に基づき、助言、調査、診断、その他総務省令で定める事務を行うものに限定されました。

それでは、改正内容についてご説明いたします。第1条につきましては、地方自治法の改正に伴う所要の改正でございます。

続いて、第2条につきましては、議案第14号にて提出しております、筑西市附属機関に関する条例と関連して、市長及び教育委員会における附属機関等について、明確化を図るべく、所要の改正を行うものがございます。また、あわせまして別表第1から第3に規定する職員について、改正地方公務員法の特別職の要件を満たす職を同表に規定し、一般職またはその他に分類される職及び廃止となる職について改正するものがございます。

第4条の費用弁償に関する規定につきましては、地方公務員法及び本条例の改正に伴う所要の改正でございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑のほどお願ひをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論をお願ひいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決をいたします。

議案第16号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上、総務部所管の審査を終わります。

ここで、執行部の入替えをお願ひいたします。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） では、ちょうど入替えなので、休憩いたします。

〔総務部退室。企画部入室〕

休 憩 午前10時49分

再 開 午前10時59分

○委員長（津田 修君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、企画部所管の審査に入ります。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査を願ひます。

なお、議案第5号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決をしたいと思ひます。

初めに、企画部から説明を願ひます。

島村企画課長、よろしくお願いします。

○企画課長（島村信之君） 企画課の島村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、企画課所管の補正予算についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金、節2総務管理費補助金、説明欄1、個人番号カード利用環境整備費補助金に370万6,000円の減額をお願いするものでございます。マイナンバーカードを活用した消費活性化策に係る補助事業につきまして、事業費が確定したことから、実績に基づき減額するものでございます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。款16県支出金、項3委託金、目2総務費委託金、節4、統計調査費委託金、説明欄11、農林業センサス費委託金、こちらは交付額の確定により107万6,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款18項1寄附金、目11節1ふるさと納税寄附金、こちらはふるさと納税の増額が見込まれますことから、説明欄1、ふるさと納税（一般）に2,989万8,000円の増額、同じく2、ふるさと納税（使途指定）に4,484万8,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、基金管理費のうち地域づくり振興基金積立金3,737万3,000円の増額につきましては、ふるさと納税の使途指定の増額分を地域づくり振興基金に積み立てるものでございます。また、板谷波山記念館施設整備等事業基金積立金747万5,000円の増額につきましても、同じくふるさと納税の使途指定の増額分をこちらの基金に積み立てるものでございます。

続きまして、目6企画総務費、説明欄、ふるさと納税推進事業に3,594万3,000円の増額をお願いするものでございます。歳入でもご説明いたしましたとおり、ふるさと納税の増額が見込まれますことから、ふるさと納税寄附者に対する返礼品の経費などを増額するものでございます。

続きまして、説明欄、筑西市自治体ポイント活用推進事業に1,034万7,000円の減額をお願いするものでございます。内容でございますが、まずマイナンバーカードを活用した消費活性化策に係る補助事業について、本年度の事業実績に基づく減額でございます。また、当初は総務省が推進する自治体ポイントを付与することで消費活性化策を行う方針とされてございましたが、総務省の方針転換がございまして、当該システムの導入については今回見送ることとしたことから、システム導入経費等の減額を行うものでございます。

続きまして、目8公共交通対策費、説明欄の公共交通対策事業及びコミュニティサイクル事業、こちらにつきましても20ページの補正予算の財源内訳にございまして、国の地方創生推進交付金を財源充当するための補正でございます。なお、補助率は対象事業費の2分の1でございます。

続きまして、同じく項5統計調査費、目2国基幹統計調査費、説明欄、農林業センサス費に107万6,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、農林業センサスの調査対象者が当初の見込みより増加したために、調査員等の報酬を増額するものでございます。

企画課所管の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

それでは、石嶋委員、よろしくお願いします。

○委員（石嶋 巖君） 17ページのふるさと納税寄附金ということで、増額が見込めるというご説明がありました。どういう根拠に基づいて増額が見込めるということが言えるかどうか伺います。

それと、2点目は、21ページのふるさと納税推進事業で、総務省の方針転換があったという説明がありましたけれども、どういう方針転換があったかどうか伺います。

○委員長（津田 修君） 2点ね。

○委員（石嶋 巖君） はい。

○委員長（津田 修君） それでは、島村企画課長、お願いします。

○企画課長（島村信之君） それでは、ご説明申し上げます。

まず、17ページのふるさと納税の増額の根拠でございますけれども、こちらにつきましては、12月までの収入実績と1月から3月までの収入見込みに基づいて算出をいたしたところでございます。既に12月までに今年度の予算を増加している状況でございました。さらに、1月から3月分までの収入見込額を1,650万円と積算いたしまして、1億6,474万3,000円という金額を積算したところでございます。

続きまして、21ページの総務省の方針転換でございますけれども、こちらにつきましては、自治体ポイント活用推進事業の方針転換かというふうに思いますけれども、そのようなことでよろしいのでしょうか。

ただいまの説明で方針転換の旨をご説明させていただきましたのは、自治体ポイント活用推進事業でございますので、こちらの事業の方針転換についてということでご答弁させていただいてよろしいわけでしょうか。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） ざっくりと先ほどの説明で、総務省の方針転換があったということが説明にあったので、どういう方針転換があったのかということをお伺いしたわけです。

○委員長（津田 修君） それでは、島村企画課長、お願いします。

○企画課長（島村信之君） それでは、ご答弁申し上げます。

先ほどの説明での方針転換でございますけれども、こちらは自治体ポイント活用推進事業についての方針転換でございます。まず、こちらの自治体ポイント活用推進事業につきましては、令和2年度に実施される予定となっております。まずマイナンバーカードを活用した消費活性化策ということで、マイナンバーカードを取得して、さらにマイキーIDというものを取得していただいた方に対してポイントを付与する。そのポイントを消費していただくことによって、経済活性化を図るという内容でございます。

方針転換があったというのは、そのポイントのつけ方でございます。当初は、マイナンバーカードの中に、自治体ポイントというポイントを付与する領域がございまして、そちらの自治体ポイントでこちらの事業を展開するという方針が示されてございました。それに伴いまして、筑西市でも、その自治体ポイントを、さらに筑西市独自で活用するための仕組みの構築やシステムの導入などを検討していたところでございます。

そこで、昨年の秋でございますけれども、総務省の方針転換がございました。その内容でございますけれども、当初、その自治体ポイントでプレミアム分のポイントを付与するという方針が出されていたのですけれども、そうではなくて、既存の民間のキャッシュレス決済手段、例えば交通系のICカードですと

か、あとは最近普及しておりますスマートフォンを使ったQRコード決済、このような既存の民間キャッシュレス決済手段に対してポイントを付与するというような方針転換があったところでございます。

それに伴いまして、筑西市では当面、このことに関しまして、自治体ポイントの導入作業というものを見送ることとしたということでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） 15ページ、個人番号カード減額ですけれども、実績によってということなのですかけれども、その実績というのはどのようなものなのか。

それと、17ページ、ふるさと納税が増額が見込まれるということですが、単純に、言い方は悪いですが、黒字化になっていくのかどうか。経費をいろいろ引くと赤字になっていたのですよね。それが黒字化していくのかどうか。

○委員長（津田 修君） それでは、島村企画課長、2点お願いします。

○企画課長（島村信之君） それでは、ご答弁申し上げます。

まず、15ページの個人番号カード利用環境整備費補助金の実績に基づく減額についてご説明申し上げます。まず、先ほど申し上げました総務省の方針転換によりまして、不要となった事業がございます。それは、自治体ポイントを導入するための各店舗に対する参加の募集、それから参加に要するための設備の導入などでございます。こちらの費用が、既存の決済システムを使うことになりましたので、店舗の募集ですとか、それに伴うシステムの導入が不要になったということによる減額が1つでございます。

主に減額になった理由はそちらなのですが、それに伴いまして、現在筑西市のほうで残った事業といたしまして、マイキーIDを設定するための支援として窓口業務を開催していること、それから広報等に要する費用ということで、のぼり旗やチラシ等の作成を行っているということで、事業内容としてはそのようになってございます。

それでは、続きまして17ページのふるさと納税の黒字化ということでございますけれども、ふるさと納税につきましては、今年度から総務省のほうのルールが厳格化されたことに伴いまして、まず返礼品は寄附額の3割以下に抑えるということ。それから、返礼品を含めた募集に要する経費、例えば返礼品のほかに商品の送料ですとか、あるいは募集用のポータルサイトに支払う手数料、こういったものでございますけれども、そういったものが寄附額総額の5割を超えないことということでルールが厳格化されてございます。したがって、今回、今年度予算化する際にも、そちらの経費につきましても、寄附額の範囲内で収まるようにということで積算をしてございますので、寄附額の5割以下に収まる見込みとなっております。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 今稲川委員がおっしゃった、赤字だというふるさと納税、赤字だということを聞いてびっくりしたのですが、今までの実績では赤字ということがあったのですか。

それとあと、暮れにお節がトラブったということで、職員が出勤したということで、最初30、31日は3人で、元旦は12人も出勤したということを知ったのですが、やって赤字になっては、やらないほうがいいのかなというふうに今単純に思ったのですが、今までの実績はどうなのですか。

○委員長（津田 修君） それでは、関口企画部長のほうからお願いします。

○企画部長（関口貴一君） 私のほうからちょっと答弁させていただきます。

今赤字という話ですけれども、これは、今島村課長が言ったのは、本市が寄附を受け入れて、返礼品を出す。そうすると、その5割なので、1億円寄附を頂いた場合には5,000万円までですよというルールがあるので、残り5,000万円は市の利益になりますけれども、ただいまの稲川委員さんの赤字というのは、多分筑西市の市民が他市に寄附して、そうすると税額の部分が減ってしまいます。その部分での赤字というような部分ですけれども、それは今まだ令和元年度の部分については、確定申告の期間中ですし、確認は取れないというところですが、筑西市の市民が他市に寄附すると、その分が目減りしてしまうというふうなシステムになっています。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 今部長がおっしゃいましたけれども、世田谷区では100億円も税収が減っているということがありますよね。他市にふるさと納税するから、世田谷区に入る税収はその分目減りする、そうしたことがあります。それは、この筑西市では、そういう点は検証されているのですか。

○委員長（津田 修君） 島村企画課長、お願いします。

○企画課長（島村信之君） それでは、ご答弁申し上げます。

今過去の実績資料を手元には持ち合わせていないのですけれども、寄附額が、筑西市に入ってくる寄附額よりも筑西市民が納める寄附額のほうが大きくなる、これは赤字化という表現かと思えますけれども、ただもう1つ制度上の仕組みがございまして、当然市税としての減収、筑西市から筑西市民の方が他市にふるさと納税をした場合には、その分の寄附金控除というものが入りますので、市税としては減収になります。そうしますと、今度地方交付税の仕組みのほうで、その減収になった分につきましては、その75%が地方交付税のほうで補填されるという仕組みになってまいりますので、単純に筑西市に入ってきた寄附額と筑西市から入ってきた寄附額の差額だけではなくて、そこに交付税で補填される75%見合い分というものをカウントしていくのが一番正しい見方かなというふうに考えてございます。

そうして考えていきますと、筑西市は不交付団体ではございません。交付団体ですと、その分が減額としてダメージを受けるのですけれども、筑西市は交付団体でございますので、その分は交付税である程度は補填されているというふうに把握しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） ほかに、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、財政課から説明を願います。交代してください。

○財政課長（板橋 勝君） 財政課、板橋です。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

○委員長（津田 修君） それでは、板橋財政課長、お願いします。

○財政課長（板橋 勝君） それでは、議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

8、9ページをお開き願います。第4表、地方債補正、2. 変更でございます。表の一番下の行、臨時

財政対策債について限度額の変更をお願いするものでございます。これは、発行可能額の確定に伴いまして、2,150万円を増額し、11億7,150万円とするものでございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款10項1目1地方特例交付金でございます。令和元年度の交付額の確定により、1,456万9,000円を増額をお願いするものでございます。

次に、款11項1目1節1地方交付税、説明欄1、普通交付税は、同じく今年度の交付額の確定により、1億8,614万1,000円を増額をお願いするものでございます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。真ん中あたりになりますが、款18項1寄附金、目1一般寄附金に9万9,000円を増額をお願いするものでございます。一般寄附金として10万円を頂きまして、当初予算で計上していた1,000円を除いた9万9,000円を増額をお願いするものでございます。

同じく目2総務費寄附金に201万5,000円を増額をお願いするものでございます。これは、去年の台風19号被害に対して他の自治体等から頂きました見舞金でございます。

同じく目3民生寄附金は、個人の方などから10万円の寄附を頂きまして、当初予算で計上していた1,000円を除いた11万9,000円を増額をお願いするものでございます。

続いて、款19繰入金、項2目1基金繰入金に3億8,827万円を増額をお願いするものでございます。今回の補正予算に伴います収支調整のために、説明欄1、財政調整基金繰入金の増額をお願いするものでございます。

続いて、款20項1目1節1繰越金、説明欄1、前年度繰越金に3億2,386万9,000円を増額をお願いするものでございます。平成30年度決算により生じた繰越金のうち予算未計上分の増額をお願いするものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。款22項1市債、目13臨時財政対策債に2,150万円を増額をお願いするものでございます。先ほど地方債の補正でご説明いたしましたとおり、今年度の発行可能額の確定による増額でございます。

次に、20、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄の基金管理費に4,496万7,000円を増額をお願いするものでございます。まず、福祉事業基金積立金に11万9,000円を増額は、先ほど歳入で申し上げました、民生費寄附金を積み立てするものでございます。

地域づくり振興基金積立金3,737万3,000円を増額は、ふるさと納税の用途指定分の増額を地域づくり振興基金へ積み立てるものでございます。

その下の板谷波山記念館施設整備等事業基金積立金747万5,000円を増額につきましても、同じくふるさと納税の用途指定の増額分を板谷波山記念館施設整備等事業基金積立金へ積み立てるものでございます。

次に、28、29ページをお開きください。款9項1消防費、目5災害対策費、説明欄、令和元年度台風19号被害対策事業は、28ページの補正予算の内訳の財源のとおり、台風19号に対する見舞金として頂きました201万5,000円を財源に充当する補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑に入りたいと思います。

それでは、石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） 17ページの説明欄の総務費寄附金、見舞金を頂いたということなのですが、他の自治体からということなのですが、どの自治体から頂いたか伺います。

○委員長（津田 修君） 板橋財政課長。

○財政課長（板橋 勝君） 201万5,000円の内訳なのですが、多くは例えば茨城県の市議会議長会様とか関東市議会議長会様、それから公益財団法人茨城県市町村振興協会様、それから全国市議会議長会様、それから茨城県市長会様、そういった各市長等の団体、それから議長等の団体なのですが、それ以外に兵庫県の淡路市様より50万円頂きました。ということで、それが他の自治体というふうなことで例です。あとそれから、そのほかに市内の団体で筑西焼きそば王国様、それから同友クラブ様からも頂いています。すみません、もう1つ、有限会社ハマノコーポレーション様からも頂いています。

○委員長（津田 修君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で企画部所管の審査を終わります。

ここで、執行部の入替えをお願いしたいと思います。

〔企画部退室。人口対策部入室〕

○委員長（津田 修君） それでは次に、人口対策部所管の審査に入ります。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、人口対策部所管の補正予算について審査を願います。

人口対策課から説明を願います。

まず初めに、山口人口対策課長、ひとつよろしく願いをいたします。

○人口対策課長（山口信幸君） それでは、人口対策課所管の議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」についてご説明を申し上げます。

人口対策部所管の予算につきましては、歳入予算のみとなっております。ページで申しますと14ページ、15ページを御覧いただきたいと存じます。

款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節14地方創生推進交付金1,049万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容でございますけれども、人口対策課のほうでは、まち・ひと・しごと創生事業を所管していることから、これに伴う財源でございます国庫支出金、これも所管してございます。国、県との協議を重ねた結果、新たに2事業が採択となったことにより、その事業費の2分の1を国庫支出金として受けるための補正予算を計上するものでございます。

なお、この2事業につきましては、ただいま企画部のほうからも説明があったかなというふうに思いまされども、公共交通対策事業、道の駅の巡回バス、それからコミュニティサイクル事業、この2事業でございます。この事業につきましては、当初予算に計上されておりますので、一般財源を減額して国庫支出金を増額する財源更正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

以上で人口対策部の審査を終わります。

ここで、執行部の入替えをお願いいたします。

〔人口対策部退室。市民環境部入室〕

○委員長（津田 修君） それでは次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査いたします。

初めに、市民課から説明を願います。

まず、板谷市民課長からお願いをしたいと思います。

○市民課長（板谷典子君） 市民課長の板谷です。よろしくをお願いいたします。説明につきましては、着座にてさせていただきます。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、市民課所管の補正予算についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍住民基本台帳経費283万8,000円の繰越明許をお願いするものでございます。これは、今年度を予定していた八丁台土地区画整理事業の換地処分予定日が来年度に変更になったことに伴い、八丁台土地区画整理事業区域内の住民票の住所欄や本籍欄、戸籍の本籍欄や附票の住所欄の修正など、住民基本台帳及び戸籍データの修正に係る費用につきまして、繰越しをお願いするものでございます。

説明は、以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（津田 修君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑なしと認めます。

次に、消防防災課から説明を願います。

青木消防防災課長、お願いをいたします。

○消防防災課長（青木 徹君） よろしくをお願いいたします。議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、消防防災課所管の補正につきましてご説明申し上げます。

28ページ、29ページをお開き願います。款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節19負担金補助及び交付金、説明欄の消防施設管理費99万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、上水道の布設替えに合わせて老朽化した消火栓の修繕を進めておりますが、劣化や破損による復旧工事や修繕作業の規模拡大に伴う水道事業会計への消火栓修理負担金の増によるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 青木課長さん、場所はどこなのでしょうか。

○消防防災課長（青木 徹君） 場所は、笹塚地内で2か所、川澄地内で1か所、船玉地内で1か所、あと松原地内で1か所、女方地内で1か所、あと下江連地内で1か所、あとその他2か所で合計9か所でございます。

○委員長（津田 修君） よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

以上で、議案第5号について、全ての説明、質疑を終了しました。

議案第5号についての討論をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手多数であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第17号「筑西市印鑑条例の一部改正について」審査を願います。

それでは、市民課から説明を願います。

板谷市民課長、よろしくお願いいたします。

○市民課長（板谷典子君） 議案第17号「筑西市印鑑条例の一部改正について」ご説明いたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴って改正されました、印鑑登録証明事務処理要領の内容を受け、所定の要件を満たした場合には、成年被後見人が印鑑の登録を行うことができるようにするため、印鑑条例の一部を改正するものです。

まず、第2条第2項第2号の改正につきましては、登録資格において、印鑑の登録を受けることができない者を「成年被後見人」から「意思能力を有しない者（前号に掲げるものを除く）」に改めるものでございます。これにより、今後は成年被後見人の方が印鑑の登録を申請する場合、当該成年被後見人ご本人が窓口に来庁され、かつ法定代理人が同行している場合に限り申請を受けることが可能となります。

また、第11条第1項第6号の改正につきましては、印鑑登録の抹消について、第6号を削り、同項第6号に「偽りその他不正の手段により印鑑の登録を受けたと認めるとき」を、第7号に「全各号に掲げるもののほか市長が印鑑の登録を抹消することが適当と認める事由があるとき」を加えるものです。

さらに、第11条第2項につきましては、前項の改正に伴い、登録抹消の際の通知に第7号を加えるものです。

なお、附則でございますが、この条例改正の施行期日を公布の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） （6）の「偽りその他不正の手段により印鑑の登録を受けたと認めるとき」とありますが、これはどのようにして不正を認めるわけですか。

○委員長（津田 修君） 板谷市民課長、お願いします。

○市民課長（板谷典子君） 意思能力を有しない者による登録であるとか、成り済まし、写真なしの身分証明書での本人確認の場合とか、虚偽の委任状や回答書による登録が明らかになった場合などが考えられると想定しております。

○委員長（津田 修君） 石嶋委員。

○委員（石嶋 巖君） そうしますと、受付のときが一番肝心になるわけですね。そうした場合、受付での改正とか、こういう確認作業の教育とかはどのようにされているか伺います。

○委員長（津田 修君） それでは、板谷市民課長、お願いします。

○市民課長（板谷典子君） 受付の際に、まずご本人来庁の大原則がありますが、それが望ましいのですが、登録者本人の状況に応じて、実筆委任状による登録であるとか例外的な対応も可としておりますが、その際でも登録者の状況を窓口でよく聞き取りをして確認することを職員に周知しております。

○委員長（津田 修君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決をいたします。

議案第17号「筑西市印鑑条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第22号「筑西市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正について」の審査を願います。

お代わり願います。

それでは、市民安全課から説明を願います。

西秋市民安全課長、お願いをいたします。

○市民安全課長（西秋 透君） 議案第22号「筑西市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正について」ご説明いたします。

筑西市自転車等駐車場条例の一部改正につきましては、令和元年第3回市議会定例会で可決いただき、消費税率の10%改定に伴う利用料金の見直しを行ったところでございますが、自動二輪車及び原動機付自転車の一般利用者の定期契約において、3か月契約を2回行った際に、6か月契約より低額になる逆転現象が発生してしまいましたので、利用料金の整合性を図るため、公布した条例の一部を改正し、別表の利用料金の改正規定中「1万500円」を「1万400円」に改めさせていただくものでございます。

なお、附則でございますが、この改正につきましては、公布の日から施行し、利用料金の改正につきましては令和2年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長（津田 修君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（津田 修君） 討論を終結いたします。

これより、議案第22号の採決をいたします。

議案第22号「筑西市自動車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（津田 修君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部の審査を終わります。

執行部は退室を願います。

どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

〔執行部退席〕

○委員長（津田 修君） これで総務企画委員会所管の審査は終わりました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉 会 午前11時45分